

指定障害児通所支援事業所 管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

令和6年度報酬改定に伴う個別サポート加算等の取扱いについて（通知）

日頃より本市の障害福祉業務に御協力及び御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、重度障害児への支援及び行動障害の予防的支援を充実させる観点等から、児童発達支援及び放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）等の要件が見直されたため次のとおり通知します。

1 児童発達支援の個別サポート加算Ⅰ

（1）対象

- ・重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している（障害児重症心身障害児）
- ・身体に重度の障害がある児童
（身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている障害児）
- ・重度の知的障害がある児童
（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）
- ・精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）

※対象要件が見直されたことにより、児童発達支援において実施していた乳幼児等サポート調査については廃止されることとなりました。

（2）受給者証について

新たに本加算の対象児童については、令和6年4月1日付けの受給者証を交付予定です。

※システム改修等の関係で発行時期は4月末頃になるため御了承ください

- ・受給者証表記：児童発達支援加算サポートⅠ新

※システム改修前に発行したものについては「児童発達支援加算サポートⅠ」の横に「**新**」という表記を手書きで記載してあります。

- ・加算対象から外れる児童について

令和6年4月1日付けの受給者証は発行せず、次回の期間更新、変更時にこれまでの「児童発達支援加算サポートⅠ」を削除した受給者証を発行します。

（3）請求について

次の場合は算定対象外となります

- ・重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合

- ・受給者証の表記が「児童発達支援加算サポート I」のもので「新」という表記がないもの
※対象児童については、令和6年4月1日付けの受給者証を発行します（4月末頃になります）

2 旧医療型児童発達支援の個別サポート加算 I

(1) 対象

児童発達支援と同様

(2) 受給者証について

- ・受給者証表記：医療型児発加算サポート I 新

※それ以外については、児童発達支援と同様

(3) 請求について

児童発達支援同様（※児童発達支援を医療型児童発達支援と読み替えてください）

2 放課後等デイサービスの個別サポート加算 I（行動上の課題を有する障害児の場合）

(1) 対象

○就学児サポート調査表の合計が13点以上

(2) 受給者証について

受給者証表記：放課後等デイ加算サポート I

※対象要件が一部変更になりますが、当該加算について決定コードの修正がないため、令和6年4月1日付けの受給者証の発行等はいりません。

(3) 請求について

次の場合は算定対象外となります

- ・重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合
- ・放課後等デイサービス加算個別サポート（I）（重度）を算定する事業所

3 放課後等デイサービスの個別サポート加算 I（著しく重度の障害を有する障害児の場合）

(1) 対象

・就学児サポート調査表の食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作が全介助
・上記2の要件を満たし、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）し、当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合

※下記要件の場合、体制届が必要になります。

(2) 受給者証について

受給者証表記：放課後等デイ加算サポート I 重度

※上記対象で下側の要件に該当する場合は、当該決定をしていないため個別に所管区に連絡してください。

(3) 請求について

次の場合は算定対象外となります

- ・重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合
- ・放課後等デイサービス加算個別サポート（I）を算定する事業所

(障害福祉課 給付担当)

3 3 6 1 6